

笠松町地域建設業経営強化融資制度に係る事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、町が発注する建設工事を請け負う中小・中堅建設業者で原則として資本の額若しくは出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1,500人以下のもの（以下「受注者」という。）の資金調達の円滑化を推進することを目的として、「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付国総建第197号、国総建整第154号。以下「通知」という。）に基づく地域建設業経営強化融資制度（以下「本制度」という。）を利用する場合における、笠松町工事請負契約約款（以下「約款」という。）第5条第1項ただし書に規定する債権譲渡の承諾等に関する事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(債権譲渡の対象工事)

第2条 債権譲渡の対象工事は、町が発注する建設工事のうち、次の各号のいずれにも該当しない工事とする。

(1) 債務負担行為又は歳出予算の繰越し等による工期が複数年度にわたる工事。ただし、次に掲げる工事を除く。

ア 債務負担行為の最終年度に係る工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事

イ 前年度から繰越しされた工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事

ウ 債務負担行為又は繰越し工事であって、債権譲渡の承諾申請時点において、次年度に工期末を迎え、かつ、残工期が1年未満の工事

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項（第167条の13において準用する場合を含む。）に基づく低入札価格調査の対象となった者と契約した工事

(3) 町が役務的保証を必要とする工事

(4) 附帯工事、受託工事等の特定の歳入財源を前提とした工事

(5) その他受注者の施工する能力に疑義が生じている等債権譲渡の承諾に不適当な事由がある工事

(譲渡対象となる債権の範囲)

第3条 譲渡対象となる債権の範囲は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に

定めるものとする。

(1) 該当請負工事が完成した場合 約款第31条第2項の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する違約金等の町の請求権に基づく金額を控除した額

(2) 当該請負工事に係る契約が解除された場合 約款第50条第1項の出来形部分の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金額、中間前払金額、部分払金額及び当該工事請負契約により発生する違約金等の町の請求権に基づく金額を控除した額

2 当該工事請負契約の契約変更により工事請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡額は変更後の金額とする。この場合において、受注者は、遅滞なく、債権譲渡先に変更後の工事請負契約書の写しを提出しなければならないものとする。
(債権譲渡先)

第4条 債権譲渡の相手方は、事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。以下同じ。）又は建設業の実務に関して専門的な知見を有し、本制度に係る中小・中堅元請建設業者への貸付事業を確実に実施できる財産的基盤及び信用を有すること等の要件を満たす者として、一般財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者であって、中小・中堅元請建設業者への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業を行う者（以下「債権譲渡先」という。）とする。

(債権譲渡を承諾する時点)

第5条 債権譲渡は、第2条に規定する工事の出来高が2分の1以上に到達したと認められる日以降に承諾することができるものとする。

2 前項の規定による承諾に当たっての工事の出来高の確認については、月別の工事進捗率を記した工事履行報告書（様式第1号）の受領をもって足りるものとする。

(承諾権限)

第6条 受注者は、債権譲渡を行おうとするときは、約款第5条第1項ただし書に規定する町の承諾を得るものとする。

(債権譲渡の承諾の申請書類)

第7条 債権譲渡の承諾の申請をしようとする受注者は、次に掲げる書類を町に提出しなければならないものとする。

(1) 債権譲渡承諾依頼書（様式第2号）1通

(2) 受注者と債権譲渡先の調印済の債権譲渡契約証書の写し（様式第3号）
1通

(3) 工事履行報告書（様式第1号）1通

(4) 発行日から3か月以内の受注者及び債権譲渡先の印鑑証明書（ただし、受注者及び債権譲渡先が複数の工事請負契約に係る債権譲渡の承諾依頼等を行う場合においては、申請書類等の提出を受けた日から起算して3か月以内に発行された印鑑証明書が既に提出されている場合は、当該証明書の提出を省略することができるものとする。）各1通

(5) 保証に係る約款において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされている場合には、当該譲渡に関する保証人等の承諾書1通
(債権譲渡の承諾の手続)

第8条 町は、受注者から債権譲渡の承諾の申請書類を受理した日から7日（笠松町の休日を定める条例（平成2年笠松町条例第1号）第1条に規定する町の休日を含まない。以下「交付期限」という。）以内に承諾の手続を行うものとする。

2 申請書類の受理及び承諾等を行う所属は、契約依頼をした担当課とする。

3 担当課は、債権譲渡整理簿（様式第4号）により債権譲渡の申請及び承諾状況の管理を行うものとする。

4 債権の担保価値査定は、債権譲渡先が行うこととされているため、担当課は、出来高の確認を行う必要がないものとする。

5 担当課は、債権譲渡を承諾した場合、債権譲渡承諾書（様式第5号）2通を受注者に交付するものとする。

6 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情で、交付期限までに受注者に対し債権譲渡承諾書を交付できない場合は、町は、その旨を速やかに受注者に連絡するものとする。

(債権譲渡の不承諾)

第9条 町は、債権譲渡の申請に係る工事が第2条に規定する工事に該当しない場合又は第7条に規定する提出書類の確認により承諾を行うことが不適当と認められる場合は、承諾しないものとする。

2 前項の場合においては、速やかに債権譲渡不承諾通知書（様式第6号）により承諾しない旨及び理由を受注者に通知するものとする。

(債権譲渡の対抗要件)

第10条 債権譲渡は、債権譲渡が受注者の倒産等の兆候（1回目の手形不渡等）

がない有効な時期になされ、かつ、町の有効な日付がある承諾を得ることで第三者に対抗できるものとする。

（保証事業会社による金融保証の保証範囲）

第 1 1 条 本制度における保証事業会社による金融保証は、前払金の支払いを受けた工事を対象とするものとし、保証範囲は、当該工事の完成に要する資金で、工事請負代金から前払金、中間前払金、部分払及び債権譲渡先から受注者への融資額を控除した金額の範囲内とするものとする。

（融資実行の報告書等の提出）

第 1 2 条 受注者及び債権譲渡先は、町による債権譲渡の承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに町の担当課に、融資実行報告書（様式第 7 号）を提出するものとする。

2 受注者は、当該工事に関する資金の貸付けを受けるため、前条に規定する保証事業会社による金融保証を受けた場合は、公共工事金融保証証書の写しを、遅滞なく町の担当課に提出するものとする。

（請負代金の振込先の変更）

第 1 3 条 町は、融資実行報告書（様式第 7 号）の提出があったときは、遅滞なく当該工事請負代金の振込先を債権譲渡先の指定口座に変更する手続を行うものとする。

（債権譲渡先の債権金額の請求）

第 1 4 条 債権譲渡先は、確定した工事請負代金債権金額の請求に当たって、次に掲げる書類を提出しなければならないものとする。なお、債権譲渡先は町による検査に合格し、引渡しを行った場合に請求できるものとする。

（1） 工事請負代金請求書（様式第 8 号）

（2） 債権譲渡承諾書の写し

（3） 発行日から 3 か月以内の受注者及び債権譲渡先の印鑑証明書（ただし、受注者及び債権譲渡先が複数の工事請負契約に係る債権譲渡の承諾依頼等を行う場合においては、申請書類等の提出を受けた日から起算して 3 か月以内に発行された印鑑証明書が既に提出されている場合は、当該証明書の提出を省略することができるものとする。）

（4） 債権譲渡契約書の写し

2 受注者及び債権譲渡先は、債権譲渡が行われた場合に約款第 3 4 条第 3 項に基づく中間前金払及び第 3 7 条に基づく部分払（第 2 条第 1 号ウで定める工事に係

る各会計年度末における部分払を除く。)並びに第2条第1号ウで定める工事のうち債務負担行為に係る約款第40条第1項による読替後の第34条第1項に基づく前金払を請求することができないものとする。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条、第 7 条関係）

工 事 履 行 報 告 書

仕 様 書 番 号			
工 事 名			
工 期	年 月 日 ～ 年 月 日		
報 告 日	年 月 日（ 月分）		
月 別	予定工程 % () は工程変更後	実施工程 %	備 考
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
記 載 欄			

（備考）必要に応じて適宜項目を加除して使用するものとする。

様式第 2 号（第 7 条関係）

債権譲渡承諾依頼書

年 月 日

（あて先）笠松町長

受注者

（譲渡人） 住所

氏名 (実印)

債権譲渡先

（譲受人） 住所

氏名 (実印)

受注者（以下「甲」という。）と債権譲渡先（以下「乙」という。）との間で、
年 月 日に締結した債権譲渡契約証書に基づき、甲が有する次の工事請負代金債権を乙に譲渡することにつき、笠松町工事請負契約約款（以下「約款」という。）第 5 条第 1 項ただし書に規定する承諾を賜りますようご依頼申し上げます。

乙は、笠松町地域建設業経営強化融資制度に係る事務取扱要領に従い、本譲渡債権を担保として、甲に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、担保の余剰をもって保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権を担保するものとします。

なお、約款第 4 4 条に規定する瑕疵担保責任は甲に留保されることを申し添えます。

また、甲及び乙は工事請負契約書に定められた前金払、中間前金払及び部分払は、当該債権譲渡承諾後は請求いたしません。

1 仕様書番号

2 工事名

3 工事場所

4 工期 年 月 日～ 年 月 日

5 請負代金額 金 円 ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による。

6 前払金額 金 円

7 中間前払金額 金 円

8 部分払金額 金 円

9 債権譲渡額 金 円 （ 年 月 日現在見込額）

ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による。

10 添付書類 印鑑登録証明書 甲・乙 各 1 通 （発効日から 3 か月以内）

様式第3号（第7条関係）

債権譲渡契約証書

債権譲渡人（以下「甲」という。）と債権譲受人（以下「乙」という。）とは、以下のとおり、債権譲渡契約を締結した。

（譲渡債権）

第1条 甲と笠松町（以下「丙」という。）との間で 年 月 日に締結した工事請負契約（以下、単に「本件工事請負契約」という。）に基づき、甲が丙に対して、現在有し及び将来確定し取得することあるべき以下の工事請負代金債権（以下「譲渡債権」という。）を、 年 月 日、丙の承諾を得ることを停止条件として、甲は乙に譲渡し、乙はこれを譲り受けた。

- | | | | |
|-----|--------|--------|----------------|
| （1） | 仕様書番号 | | |
| （2） | 工事名 | | |
| （3） | 工事場所 | | |
| （4） | 工期 | 年 月 日～ | 年 月 日 |
| （5） | 請負代金額 | 金 | 円 |
| （6） | 前払金額 | 金 | 円 |
| （7） | 中間前払金額 | 金 | 円 |
| （8） | 部分払金額 | 金 | 円 |
| （9） | 債権譲渡額 | 金 | 円（ 年 月 日現在見込額） |

ただし、債権譲渡額は、本件請負工事が完成した場合には、本件工事請負契約書に定められた検査に合格し引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。また、本件工事請負契約が解除された場合には、本件工事請負契約書に定められた出来形部分の検査に合格し引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。

2 前項（5）及び（9）の金額は、契約変更等により請負代金額に増減が生じた場合には、増減後の金額による。請負代金額に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。

3 前項のほか、本件工事請負契約に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。

（債権の移転の条件）

第2条 甲及び乙は、本債権譲渡につき、確定日付ある証書による丙の承諾を書面で得るものとする。

（契約の効力の発生）

第3条 この契約は、前条に規定する丙の承諾を得たときから効力を生ずる。

（担保責任）

第4条 甲は、譲渡債権について、丙が債権譲渡を承諾するに当たって異議を留めた事項以外には、相殺の抗弁、第三者からの差押等、乙の債権の行使を妨げる事由のないことを保証する。

(禁止事項)

第5条 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し又は質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為をしてはならない。

2 甲は、第9条第3項の残額の引渡しを受ける債権その他この契約によって生ずる第7条の残余金の支払を受ける債権について、他の第三者への譲渡その他乙から甲への支払及び保証事業会社から甲への引渡しを妨げる行為をしてはならない。

(被担保債権)

第6条 債権譲渡は、将来甲乙間で締結する金銭消費貸借契約（本件工事請負契約を履行するための運転資金確保のために行うもの）に基づいて乙が甲に対して取得する債権（以下「乙の貸金債権」という。）を担保するため及び「公共工事の前払金保証事業に関する法律」に基づき国土交通大臣の登録を受けて前払金保証事業を営む会社（以下「保証事業会社」という。）が甲から委託を受け締結する公共工事金融保証契約（以下「金融保証契約」という。）に基づいて保証事業会社が甲に対して有する求償債権（以下、保証事業会社の債権という。）を担保するためになされるものであって、その他の債権を担保するものではない。

(被担保債権の優劣)

第7条 被担保債権の中に乙の貸金債権と保証事業会社の債権とがあるときには、乙の貸金債権が優先し、保証事業会社は、乙の貸金債権の弁済に充当した残額（以下「残余金」という。）について、乙から支払を受けることができる。

(譲渡債権の請求)

第8条 譲渡債権の請求及び受領は乙がこれを行い、保証事業会社は丙に対して直接支払を求めることができない。

2 残余金の請求及び受領は、原則として、保証事業会社がこれを行い、甲は乙に対し直接支払を求めることができない。

(弁済の充当等)

第9条 乙が前条第1項により受領した金銭について、乙の貸金債権への弁済の充当及び保証事業会社への支払は、以下のとおり行う。

2 甲が、丙との本件工事請負契約を完全に履行し、乙が丙から譲渡債権全額を受領した場合は、乙は、残余金を直ちに保証事業会社に支払う。

3 保証事業会社は、残余金から、保証事業会社の債権への弁済の充当を行った後、なお残額があるときは、甲にその残額を引渡すものとする。甲の要請を受け金融保証契約に係る借入金（利息及び損害金を含む。）をその弁済期到来の以前において金融機関に償還した後、なお残額があるときも同様とする。

4 甲が、金融保証契約に係る借入金（利息及び損害金を含む。）を金融機関に全部弁済し、保証事業会社の債権が現に生じないことが確定した場合は、前条第2項にかかわらず、甲、乙及び保証事業会社で協議のうえ、乙は残余金を甲に支払うことができる。

5 第2項から前項までに規定する弁済の充当等に要する費用は、甲の負担とする。

6 乙は、甲に以下の事由が生じた場合は、丙から受領した金銭については、直ちに貸金債権への弁済の充当及び保証事業会社への支払を行う。この場合、保証事業会社に支払

をするときは、乙は甲に対して事前に通知するものとする。

(1) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがなされた場合

(2) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合

(3) 本件工事請負契約が解除された場合

(4) その他甲が所在不明等により一般的に債務の弁済ができなくなった場合

7 弁済期が到来していない債権があるときは、乙の貸金債権への弁済の充当及び保証事業会社への支払を行う限度において、甲は期限の利益を失う。

8 乙の貸金債権への弁済の充当及び保証事業会社へ支払をしたときは、乙は甲に通知する。

(協力義務)

第10条 乙が、譲渡債権の保全若しくは行使又は保証事業会社への支払等につき、甲の協力を必要とする場合は、甲は直ちに乙に協力するものとする。この場合において、必要となる費用については、甲の負担とする。

(受益の意思表示)

第11条 保証事業会社は、乙に対して、本契約の各条項を承認したうえで、 年 月 日までに、甲と連署した書面により、保証事業会社の債権を被担保債権とする第6条の担保権の権利の利益を享受する旨の意思表示をすることができる。

2 保証事業会社が前項の意思表示を行った場合は、甲及び乙は、その権利を損なう行為をすることができない。

(説明請求)

第12条 保証事業会社は、乙に対して、譲渡債権及び被担保債権の概要の説明を求めることができる。

(合意解除の禁止)

第13条 甲と乙とは、保証事業会社が第11条に定める受益の意思表示をした後は、その同意がなければ本契約を解除することができない。

(合意管轄)

第14条 本契約に関して争いを生じたときには、乙又は保証事業会社の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

この契約を証するため本証書2通を作成し、各自その内容を確認し署名捺印のうえ、各々1通を所持する。

年 月 日

債権譲渡人(甲) 住 所

氏 名

(実印)

債権譲受人(乙) 住 所

氏 名

(実印)

様式第4号（第8条関係）

債權讓渡整理簿

[illegible]

債 権 譲 渡 承 諾 書

年 月 日

[譲渡人（甲）] 様

[譲受人（乙）] 様

年 月 日付け提出の（仕様書番号及び工事名） 工事に係る債権譲渡承諾依頼書による工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする請負契約の解除をもって乙に対抗できる旨及び次の事項について異議を留めて、工事請負契約約款第 5 条第 1 項ただし書の規定により承諾する。

なお、本承諾によって工事請負契約書に定められた甲の責任が一切軽減されるものではないことを申し添える。

また、甲及び乙は、本承諾以降に前金払、中間前金払及び部分払を請求することができないものとする。

1 譲渡される甲の工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件工事請負契約書に定められた検査に合格し引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金額、中間前払金額、部分払金額及び本件工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書に定められた出来形部分の検査に合格し引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金額、中間前払金額、部分払金額及び本件工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡承諾依頼書 5 及び 9 の金額は変更後の金額とする。

2 甲及び乙は、本承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合は、速やかに連署にて発注者に別紙の融資実行報告書を提出すること。

3 甲が、当該工事に関する資金の貸付けを受けるため、保証事業会社による金融保証を受けた場合は、公共工事金融保証証書の写しを速やかに発注者に提出するものとする。

4 当該譲渡債権は、乙の甲に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事に関して甲に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、それ以外の債権を担保するものではないこと。

5 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者への譲渡、質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべき行為を行わないこと。

6 保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権の担保に関しては、乙が責任を持って行うこととし、発注者は関与しないこと。

笠松町長

印

確定日付印欄	承諾番号

債権譲渡不承諾通知書

年 月 日

[譲渡人（甲）] 様

[譲受人（乙）] 様

笠松町長

年 月 日に申請された債権譲渡依頼については、次の理由により承諾できません。

- 1 仕様書番号
- 2 工事名
- 3 工事場所
- 4 承諾しない理由

様式第7号（第12条、第13条関係）

融資実行報告書

年 月 日

（あて先）笠松町長

（甲）譲渡人 住所
借入人 氏名

（実印）

（乙）譲受人 住所
貸付人 氏名

（実印）

甲が貴町に対して有する次の債権の譲渡につき 年 月 日付けでご承諾いただきましたが、甲乙間において当該譲渡債権を担保とする金銭消費貸借契約を年 月 日付けで締結し、当該契約に基づき乙は甲に対して、金銭を貸し渡し、甲はこれを借り受けて受け取りましたので、甲乙連署のうえ報告します。次の工事請負代金につきまして、今後は乙の次の振込口座にお振込みください。

なお、本件融資に際し、甲は乙に当該工事における下請への支払状況及び支払計画に関する書面を提出し、乙はこれを確認しました。

〔譲渡債権の表示〕

1 仕様書番号

2 工事名

3 工事場所

4 工期 年 月 日～ 年 月 日

5 請負代金額 金 円 ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による。

6 前払金額 金 円

7 中間前払金額 金 円

8 部分払金額 金 円

9 債権譲渡額 金 円 （ 年 月 日現在見込額）

ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による。

〔承諾番号〕

〔振込口座〕

1 振込希望金融機関名
銀行 本支店

2 預金の種別、口座番号
預金

3 口座名義（ふりがな）

様式第 8 号（第 1 4 条関係）

工事請負代金請求書

年 月 日

（あて先）笠松町長

債権譲受人 住所
氏名

実印

年 月 日付け債権譲渡承諾書に係る工事請負代金債権について次のとおり請求します。

1. 請求金額 金 円
ただし、工事名 の代金として
（内 訳）
（1）請負代金額 円
（2）前払金受領額 円
（3）中間前払金受領額 円
（4）部分払金受領額 円
（5）履行遅滞の場合における損害金等 円
（6）今回請求金額 円

2. 承認番号

3. 支払口座等

（1）振込希望金融機関名

（2）預金の種別、口座番号

（3）口座名義（ふりがな）

（4）請求者の連絡先

住 所

電 話